

第三十一回 参議院建設委員会會議録第十二号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

二月二十五日議長において上條愛一君を委員に指名した。
本日委員紅露みつ君及び草葉隆園君辞任につき、その補欠として松野孝一君及び小山邦太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	早川 慎一君
理事	稻浦 鹿藏君 田中 一君
委員	石井 桂君 小山邦太郎君 西岡 ハル君 秋山 長造君 内村 清次君 上條 愛一君 村上 義一君 安部 清美君
政府委員	建設政務次官 徳安 實藏君 建設省住宅局長 神田 治君 事務局側 常任委員 武井 篤君 会専門員 農林省農地局管 中島 正明君 理部農地課長

○建築基準法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
本日の会議に付した案件

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開会いたします。

まず委員の変更について御報告いたします。二月二十五日上條愛一君が委員に選任されました。

○委員長(早川慎一君) これから建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については先日の委員会に建設大臣から提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日はまず住宅局長より補足説明を聴取することにいたします。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(早川慎一君) 速記を始めます。

○政府委員(神田治君) ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案について逐条的に御説明申し上げます。なお今回の改正はこの法律の全般にわたります関係上、単なる字句の修正とか表現の不明確であった条文を明確にいたしました点もかなりございますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

目次の改正につきましては、法律全体を見やすくするために、その立て方を一部改めたものであります。
第二条、これは用語の定義に関する規定でございますが、この改正につ

きましては、防火規定を整備するため耐火建築物及び簡易耐火建築物の定義を追加したものであります。このうち簡易耐火建築物は、耐火構造と防火構造との中間的な防火性能を有する構造として新たに追加した構造であります。

が、これは外壁が耐火構造で屋根を不燃材料でふいたものと、鉄骨造のよう

に主要構造部を不燃材料で作ったものとに大別されます。

第三条、これは適用の除外に関する規定でございますが、この改正につ

きましては、災害等で滅失しました国宝、重要文化財等を再建いたします場合に、本法の適用を除外できるように改めたものであります。なお既存の建築物に対する緩和規定につきましては従来明確を欠く点もございましたので、これを整備したものであります。

第六条、確認及び申請に関する規定でございますが、この改正につきま

しては、手数料の額が、昭和二十五年に本法が施行された当時のまま据え置かれておりますので、実情に沿うようその限度を増額したものであります。

第九条、これは違反建築物に対する措置の規定でございますが、この改正につきましては、明らかに違反する工事中の建築物について、緊急の必要がある場合は、聴聞などの手続を経ず

に、直ちに工事の施工の停止命令を出すことができるように改め、また違反した者を通知することができず、違反を放置しておくことが公益上支障がある場合には、一定の手続を経て公示し

た後、行政庁みずからその措置を行うことができるように改めたものであります。

第九条から第十一条までの是正措置の改正につきましては、建築物の敷地に關しても必要な措置がとれるよう改め、字句を修正したものであります。

第十二条、これは報告、検査等に関する規定でございますが、この改正につきましては病院、学校、映画館等第六

条第一項第二号に掲げる特殊建築物で、特定行政庁が指定するものの所有者または管理者に対して、定期にその

状況に関する報告を特定行政庁に提出するよう義務づけ、技術的に必要な事項に關しては建築士の調査報告を添えさせることとしたものであります。さらに昇降機等の建築設備で特定行政庁の指定するものにつきましても、定期に建築主事の検査を受けるよう新たな規定を加えたものであります。

第十五条、これは届出に関する規定でございますが、この改正につきま

しては、若工届は、工事施行者が義務者となっており、建築主に変更することとし、確認申請と同時に若工届出が済ませるよう手続を簡略化し、除却届出に對しましては、事後通知を事前通知に変えることとしたものであります。

第十八条、これは国等の建築物に対する手続の特例に関する規定でございますが、この改正につきましては、

第九条の改正等にあわせて字句の修正をしたものであります。

第十九条、これは敷地についての規定でございますが、この改正につきましては、第四項におきましてがけ地等に対する安全上の措置の規定を明確にしたものであります。

第二十条、これは屋根の防火措置を要する区域についての規定でございますが、この改正につきましては、区域指定に際して、関係市町村の同意を要することとなっておりますのを、都市計画区域内では都市計画審議会の意見を聞くことに改めたものであります。

第二十四条第二項、木造の特殊建築物の内装制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、第三十五条の二で内装制限について一括規定することとしたので、本項を削除したものであります。

第二十七条、これは特殊建築物の構造制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、耐火構造としなければならぬものの一部を簡易耐火建築物でもよいことにし、木造で建築できたものの一部を簡易耐火建築物としなければならぬこととして防火制限を整備したものであります。具体的な制限につきましては表を作つて見やすいように改め別表第一としたものであります。

現行法と変つた点を大略御説明いたしますと、用途として追加しましたものは別表第一(一)項のホテル、旅館、養老院と(二)項の体育館であります。頻

発する災害に対処するためこれらの構

造制限を強化したものであります。百貨店、マーケット、遊技場の類につきましては、従来三階部分が二百平方メートルをこえるものは耐火構造としなければならぬことになっておりますが、これを強化しまして、三階以上の階をこれらの用途に供するもの及び延べ面積が三千平方メートル以上のものは耐火建築物としなければならぬこととし、さらに二階部分が五百平方メートル以上のものは簡易耐火建築物としなければならぬこととしたものであります。病院、共同住宅の類につきましては、現行法で二階部分が四百平方メートルをこえるものは耐火構造としなければならぬこととなつておりますが、二階部分が三百平方メートル以上のものは耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならぬこととしたものであります。学校又は体育館では二千平方メートル以上、倉庫では千五百平方メートル以上のものについて簡易耐火建築物としなければならぬこととしたものであります。自動車車庫につきましては従来三百平方メートルをこえるものにつき耐火構造としなければならぬこととなつておりますが、今回百五十平方メートル以上のものを簡易耐火建築物としなければならぬこととして、強化整備をはかったものであります。

第二十八條、これは採光、換気に関する規定でございますが、この改正につきましては、ただし書に、最近増加の傾向にある無窓工場等を加えて取扱ひを明確にしたものであります。

第三十條、これは地階における住居の居室の禁止に関する規定でございますが、この改正につきましては、学

校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寢室を加えたものであります。

第三十三條、これは避雷針の設置に関する規定でございますが、この改正につきましては、周囲の状況により安全上支障のない場合の除外規定を加えたものであります。

第三十五條、これは特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準に関する規定でございますが、この改正につきましては、頻発する災害に対処するため、三階以上の建築物及び第二十八條第一項ただし書に規定する居室を有する建築物、すなわち無窓の建築物、地下建築物についても避難施設、消火施設等を整備すべきものとしたものであります。

第三十五條の二、これは特殊建築物の内装に関する規定でございますが、これにつきましては、最近の火災の例にかんがみまして、現行の第二十四條第二項に規定する木造の特殊建築物に限らず耐火建築物、簡易耐火建築物で特殊用途に供するもの及び第二十八條第一項ただし書に規定する居室についても内装制限を強化したものであります。なお必要な技術的基準は政令で定めることとしたものであります。

第三十五條の三、これは無窓の居室等の主要構造部に関する規定でございますが、これにつきましては、第二十八條第一項ただし書に規定する居室、すなわち無窓建築物、地下建築物等の居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で作ることとして、災害の場合の危害防止に備えようとするものであります。

第三十六條の改正につきましては給水、排水のための配管設備の工法をその設置及び構造に改める等の改正をしたものであります。

第四十二條、これは道路の定義に関する規定でございますが、この改正につきましては、従来は幅員四メートル以上のものを道路として取扱つており、さらに緩和措置として、現に建築物が立ち並んでいる道で幅員が四メートル未満のもののうち一・八メートル以上のものは、その道の中心線から二メートル後退した線を道路の境界線とみなして、道路として取扱つておつたのであります。最近町村合併により都市計画区域が広範囲におもつたのであります。

第四十九條、これは用途地域内の建築制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、従来の建築物の壁又はこれにかわる柱は、壁面線から突出してはならないこととなつておりますが、今回、構造上必要な歩廊の柱等は壁面線を超えて建築ができるよう改めたものであります。

第四十九條、これは用途地域内の建築制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、産業の発達のため、新たな業態を加える必要が生じた反面、除害装置等の進歩により制限緩和の必要もありますので、これを整理いたしましたものであります。すなわち、新たに追加したものの大略としては、住居地域におきましては、魚肉の練製品の製造、金属の打ち加工、プレス又は切斷、印刷用平板の研磨、縫衣機を使用する菓子の製造、セメント製品の製造、燃線、金網の製造、製粉等であります。商業地域におきましては、魚粉の製造、レディミクスコンクリートの製造、金属の溶射、砂吹、鉄板の波付加工、ドラムカンの洗浄又は再生、パルプの製造等であります。

第四十三條、敷地と道路との関係に関する規定でございますが、この改正につきましては、自動車専用道路は一般の歩行を禁止しております。ふだんの使用上から見ても災害時の避難通路としても適当でないもので、これを道路とみなさないこととしたものであります。

同条第二項につきましては、映画館等の特殊建築物及び自動車車庫の敷地と道路の関係について、必要な事項を地方条例で定めることを規定したものであります。自動車修理工場は自動車車庫と同様の条件にあり、その追加工場の追加したものであります。

第四十七條壁面線による建築制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、従来の建築物の壁又はこれにかわる柱は、壁面線から突出してはならないこととなつておりますが、今回、構造上必要な歩廊の柱等は壁面線を超えて建築ができるよう改めたものであります。

第四十九條、これは用途地域内の建築制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、産業の発達のため、新たな業態を加える必要が生じた反面、除害装置等の進歩により制限緩和の必要もありますので、これを整理いたしましたものであります。すなわち、新たに追加したものの大略としては、住居地域におきましては、魚肉の練製品の製造、金属の打ち加工、プレス又は切斷、印刷用平板の研磨、縫衣機を使用する菓子の製造、セメント製品の製造、燃線、金網の製造、製粉等であります。商業地域におきましては、魚粉の製造、レディミクスコンクリートの製造、金属の溶射、砂吹、鉄板の波付加工、ドラムカンの洗浄又は再生、パルプの製造等であります。

準工業地域におきましては、木材を原料とする活性炭の製造、動力つちを使用する金属の鍛造、動物の排泄物を原料とする医薬品の製造等であり、また、次に緩和いたしましたものとします。

しては、商業地域におきまして、塗料の吹付の馬力数をゆるめ、塗料の製造、石けんの製造、手すき紙の製造、少量の金属の溶融、出力の合計が四キロワット以下の金属の圧延等であり、また、これらは準工業地域において緩和したものを、商業地域で禁止するよういたしましたものであります。さらに従来、危険物の貯蔵、処理につきましては、工業地域以外の用途地域で一律に禁止されていましたが、準工業地域等では多少厳に過ぎる面も見られ、地域別に差をつけて制限をするようにいたしましたものであります。

第五十一條、これは既存建築物に対する緩和でございますが、この改正につきましては、現行の内容は第八十六條の二で一括規定することとしたもので、現行の第五十四條に相当する内容をここに規定したものであります。

第五十二條、これは特別用途地域に関する規定でございますが、この改正につきましては、地方的な特殊産業等に対して、特別用途地区制をさらに活用できるように、第四項におきまして建設大臣の承認を得て条例で、用途地域、専用地区の基本的制限の一部を緩和できるように改めたものであります。

第五十三條につきましては、現行の第五十三條に相当する内容は次条に送られて、建築物の用途のみを制限しております。建築物の構造、建築設備についてこれを規制することにより、用途地域の指定の目的を達成できるよう条例を制定する根拠条文を規定したものであります。

第五十四條、これは卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に関する規定でございますが、この改正につきましては、都市計画の施設として決定しているものを除きまして、現行法では、建築審査会の同意と公開による聴聞を行なう、特定行政庁が許可することになっておりますが、この許可は広域的な都市計画として検討するのが適当でありますので、都市計画審議会の議を経ることに改めたものであります。また政令で定める軽微なものの新築、増築については、許可を要しないものとしております。

第五十五條、これは敷地面積に対する建築面積の割合に関する規定でございますが、この改正につきましては、第一項第三号を追加して公園、道路、川等の内に建つものについては、この制限をはずすこととし、第二項において過少宅地が多い等土地の状況により、やむを得ない場合は現行法の敷地面積から三十平方メートルを差し引く制限は、実状に沿わない面もありますので、特定行政庁が建設大臣の承認を得て、第二十二條第一項の市街地について指定する区域につきましては、敷地面積の六割まで建築できるように改めたものであります。

第五十六條、これは空地地区に関する規定でございますが、この改正につきましては、第四項において隣地に公園等がある場合その他政令で定める場合には、建築物の外壁等と隣地境界線との保有距離の制限をはずしたものであります。

第五十七條、これは高さの限度に関する規定でございますが、この改正につきましては、現行法のただし書きと

同等程度の効果を有し、都市計画支障のないものについても例外規定を適用できるよう改めたものであります。

第五十八條、これは道路の幅員と建築物の高さの關係に関する規定でございますが、この改正につきましては、第五十七條第一項各号の一に該当する場合に、建築審査会の同意を得て特定行政庁の許可によりこの制限を緩和できるように改めたものであります。この場合第五十七條に規定する高さをこえるものにつきましては、第五十七條ただし書きの許可と同一の観点から審査することになりますので、どちらか一方の許可でよいことに調整したものであります。

第五十八條の二、これは高架の工作物内に設ける建築物等の高さの制限の緩和に関する規定でございますが、これにつきましては、事柄の性質上、一般の建築物と同一に規制するのは不合理と思われまして、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十七條及び第五十八條の規定を適用しないこととしたものであります。

第六十一條、これは防火地域内の建築物に関する規定でございますが、この改正につきましては、耐火建築物または簡易耐火建築物を定義づけたことにより字句修正をするともに、階数が三以上のものは耐火建築物としなければならぬこととしたものであります。

第六十一條の二、これは防火地域内における既存の建築物に対する制限の緩和に関する規定でございますが、この改正につきましては、これを第八十六條の二で一括規定することとした

ため削つたものであります。

第六十二條、これは準防火地域内の建築物に関する規定でございますが、この改正につきましては、現行法で階数が三以上であるか、または延べ面積が五百平方メートルをこえる建築物は耐火構造とすることになっておりますが、これを簡易耐火建築物でもよいことにし、四階以上または延べ面積が千五百平方メートルをこえる建築物は、耐火建築物としなければならないことに改めまして、都市のすみやかな不燃化を図つたものであります。

第六十四條、これは開口部の防火戸に関する規定でございますが、この改正につきましては、耐火建築物及び簡易耐火建築物の定義を設けたことにより、字句の修正をしたものであります。

第六十九條、これは建築審査会の組織に関する規定でございますが、これの改正につきましては、第三項で市町村の委員と都道府県の委員との兼任を禁止しておりましたが、実情にかながみましてこれを除くこととしたものであります。

第八十條、これは委員の任期に関する規定でございますが、この改正につきましては、現行法では委員の任期が満了した場合、議会等の関係で後任の委員の任命がおり、法運営上支障を生ずることがありましたので、第三項におきまして、任期の満了した委員は後任の委員が任命されるまでの職務を行うこととしたものであります。

第八十條の二及び第八十條の三につきましては、従来建築審査会の委員の欠格事項や解任事由に関する規定が全く欠けておりましたので、この際他の

審議会等の委員に整備したものであります。

第八十五條、これは仮設建築物に対する制限の緩和に関する規定でございますが、この改正につきましては、仮設建築物について適用を除外する条項及び期間を整理したものであります。

第八十六條、これは総合的設計による一団地の建築物の取扱いに関する規定でございますが、この改正につきましては、耐火建築物または簡易耐火建築物を相当敷計画配置して建築する場合に、木造密集市街地の火災と状況が異なり、特に外壁の開口部の防火戸を設ける必要がないと思われまして、特定行政庁がその位置及び構造について防火上支障がないと認めるものについては、防火戸の設置を緩和できる規定を設けたものであります。

第八十六條の二、これは既存の建築物に対する制限の緩和についての規定でございますが、これにつきましては、法適用前から存する建築物については、第三條第二項により、増改築等をする場合を除いて、本法の規定が全うなものとされておりますが、増改築等を行う場合には、本法の規定が全面的に適用されることとなりまして、構造全体に影響を及ぼすような規定、すなわち第二十六條防火壁の設置に関する規定、第二十七條特殊建築物の構造制限に関する規定、第四十九條、第五十條用途地域等の建築制限に関する規定、第六十一條、第六十二條第一項防火地域、準防火地域内の構造制限に関する規定につきましては、経済上無

理と思われる場合も出て参りますので、政令で定める範囲内で適用を緩和しようとするものであります。なお、

本条と同趣旨の第五十一條及び第六十一條の二の規定を本条に吸収したものであります。

第八十七條、これは用途の変更に対するこの法律の適用についての規定でございますが、この改正につきましては、従来明確を欠いた点もありましたので、これを全面的に改めてその關係を明らかにしたものであります。

第八十七條の二、これは建築設備への準用規定でございますが、これにつきましては、昇降機その他の建築設備を設ける場合にも、これらの建築設備の重要性にかんがみ、建築主事の確認を要することとし、この場合一つの建築設備について千四以内の手数料を納めるべきものとしたものであります。

第八十八條、これは工作物への準用の規定でございますが、この改正につきましては、ウォーター・シュート飛行塔等の遊技施設につきましても構造耐力の規定を準用することとしたものであります。

第九十條、これは建築工事現場の危害の防止に関する規定でございますが、この改正につきましては、危害防止措置に違反がある場合に、建築物に対すると同様是正措置をとれるように明確にしたものであります。

第九十一條、これは建築物の敷地が区域、地域または地区の内外にわたる場合の措置に関する規定でございますが、この改正につきましては、建築物が、その敷地の過半が占める区域、地域または地区の制限の規定を受けることになっておりますが、高度地区に關しましては、指定された部分だけ高さに關する制限を課すれば、目的を達成できるものでありますから本条から

除いたものであります。

第九十三條、これは許可または確認に關する消防長の同意等についての規定でございますが、これの改正につきましては、今回の改正により、設備だけ設置する場合にも手続を要することとしたことに付随しまして、消防及び衛生方面との連絡を整備したものであります。

第九十四條、これは異議の申し立てについての規定でございますが、これの改正につきましては、第三項において、建築審査会の裁定期間を、公聴会の事務処理等から見て従来の二十日から一月に延期したものであります。

第九十八條、これは罰則についての規定でございますが、これの改正につきましては、第九條第一項の違反は正命令に従わない者のに対して、現行法の罰金刑のほか六カ月以下の懲役刑を課すことができるように改めたものであります。なお第九條第十項に規定する緊急の場合の工事施工停止命令に違反するものに対しては同じ刑が課せられることとしたものであります。

第九十九條から第一百二條までの罰則關係は、実體規定の改正に伴って整備したものであります。

付則關係につきましては、施行期日を公布の日から起算して八カ月をこえない範囲で各規定につき政令で定めることとしたものであります。なお住宅金融公庫法の簡易耐火構造に關する部分の改正は、貸付条件等の關係から昭和三十三年四月一日から施行することとしたものであります。

關係法律の一部改正につきましては防火規定の整備に伴いまして防火地区内借地権処理法、住宅金融公庫法、官

公庁施設の建設等に關する法律、耐火建築促進法の用語を整備いたしましたことと、手続關係で消防法、住宅金融公庫法、清掃法、日本住宅公団法を整備いたしましたものであります。

以上本法案の概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(早川慎一君) それではこれより質疑に入ります。本日は、説明員として建築指導課長前田君、農林省農地局中島農地課長が見えております。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員長(早川慎一君) それではこれより質疑に入ります。本日は、説明員として建築指導課長前田君、農林省農地局中島農地課長が見えております。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員長(早川慎一君) 速記をとめて下さい。

○委員(長(早川慎一君) 速記を始めて下さい。

○田中 一君 政令におおそくいろいろなるものを讀むのだと思うのですが、たとえば不燃材料とは何か、どんなものをいっているのか。せんだつても参考人にも質問しておいたのですが、不燃材料という定義だけでは、どこで不燃材料と認めているものが不燃材料かという点、たとえばせんだつての参考人の意見では市川さんは省令できめてくれ、それから吉川さん、大須賀さんはJISで認めてくれ、統一してくれ、それから内藤さんはいろいろ役人らしい理屈を言っていました。どういふものを不燃材料と定義づけるかという点です。またそれがそれをきめるかという点です。というのには新しい材料がどしどし出ております。そういう点に対する認定といえますか、この法律できめておきますところの不燃材料というものは何か。また政令で

どういふようなきめ方をするのか。最初にそれを司りたいと思うのです。

○政府委員(神田治君) 防火關係の材料につきましては、一応防火性能に關するJISの試験の規格をきめるわけでございます。従いまして、その規格に合つておれば新しい製品でも使えることになるわけでございます。けれども、やはり一般にただJISの何号の規格というふうな表現でも、かえつてわかりにくい面もあるかと思ひまして、石棉板であるとかあるいは鉄網、ラス・モルタル塗りとか、そういういた平易にわかる普通名詞は例示として使いたいと思つております。

○田中 一君 どこでその不燃材料という決定をする権限を持つておるのですか。法律に規定するとこれは強制されるのです。従つて、ラス・モルタルといふものというその決定する権限はどこにあるのですか。権限はだれが持つておるのですか。あの工法をやつてみたが今まで燃えなかつたから不燃材料だ、こういうような今までの経験からくるところの通念でやるのか、もっと学問的にこうなつてゐるからこうなんだというところでもなければならぬと思ふのです。同じ不燃材料でも火災の場合熱が千度をこえる場合と七百度の場合とでは、その結果というものはおのずかち違つてくるわけですね。千度が瞬間千五百度、千八百度になつた場合にどうなるかということになるかと、これまたむずかしい問題が起つてくるわけですね。単に火災現場に行つて熱度を調べたりするわけではないのですから、推定とか経験をもつて判断をすると思ふのです。従つて、もう今日の自由經濟の世の中では統々と新製品

といふものは生まれてきてゐる。またそれを實際にすすめてゐるような設計技術家もいるわけですね。そういう場合実験するような学校は日本にたくさんあります。京都大学でやつたらしいといふものも東京大学で否定する場合だつてある思ふのです。そういう不燃材料を法律できめる以上その不燃材料を使わなければならぬのです。その場合これが不燃材料である、安心なものであるといふことを決定づける権限はどこにあるのか。

○政府委員(神田治君) 不燃材料につきましては一応通常の火災程度の温度では発火して燃えない、という材料が不燃材料になるわけでございますけれども、それぞれ政令で規定する場合、たとえば不燃材料で被覆する場合、たとへば、厚味等の關係から熱の伝導の工合等も違つてきますので、燃えない材料であつても厚味が何ミリ以上なければいけないとか、そういうことを同じような防火性能を有する規格に統一しまして定めるわけでございます。

○田中 一君 たとへば鉄板でも熱を伝導しますから、鉄板は燃えないでも裏が燃えるといふことはあり得る。しかし間隔をおいたならば熱が遮断されて燃え移るのが違つてくるというところ、従つて不燃材料といふものは工法、工作によつて度合いが違つてくるわけですね。特に燃焼性の板に鉄板をもつて熱を加えた場合には板は伝導しますから燃えてくる。間をおいた場合にはどうなるか、間をかりに何寸おいたとかいふことになるか、あるいはどういふような場合には違ふと思ふのです。だから政令ではそうした工法の点からも、あるいは材料そのものの質の

問題からも、今言つてゐる厚味の問題もそういうこまかく規定するつもりなのかどうか。

○政府委員(神田治君) その使用上の目的に従ひまして、工法におきまして規定するわけでございます。

○田中 一君 そういふこまかくほんとうに規定するわけですか。

○政府委員(神田治君) 不燃材料を使用する場合、不燃材料の厚味であるとか今委員のおしやいましたように空間を設けるとか、またパッキングで空間を設けるとか、そういうことは同じ防火性能を持たせるように規定するつもりでございます。ただ厚味を全然要しないといふような目的の場合には規定しないわけでございますけれども、防火性能の必要な所には同じような水準で線を引くつもりでございます。

○田中 一君 いろいろな名称なり商標なりを登録して、材料に固有な名詞といふものをつけて自分の商標を保護するためにたくさんやつております。そこであなた方が政令で指定する不燃材料の場合、むしろそうした登録されてゐるような名称はおそろしくないものと思ふのですが、その点はどういう形で材料に対する指定をするのですか。あるいは規格といふものを明らかにして、たとへば不燃板といふものはかくかくかくの厚さであるといふような規定をしよとするのか。通念でわれわれの使用してゐるところの名前、宣伝が行き届いてゐるものは、そんなことを言われるよりも何か一つの材料の名前を言つた方が、ああこういうものかといふことになる。これは建築技術家の問題ではない、しるうとの施工主がこんなものがほしい、あんなもの

きいものあるいは重要なもの等につきましては、県でみずから現地調査をするというようなことをやっており、す。こまかいものにつきましては、現地の事情なり何なりよくわからない点

につきましては、農業委員会の意見を尊重して、それに基づいて許可をするというふうな工合の運営になつておると思ひます。

○田中 一君 そこで、今お話しした農地法第四、五、六条、次に私が伺いたいのは、建築基準法の第六條の許可申請の運用の点でありますけれども、現在この建築基準法の許可申請には、農地が宅地に転用が許可されたという決定がなくてもうちが建てられるのです、許可できるのです、今の現行法は、そこに正しいものであつても違反したとか不正であるとかといつて宅地業者等が引つぱられる例がたくさんある。事実調べてみるとこれは違法ではないのです、慣例としてやつてゐることは、ここに法の欠点があるのではないかと思ふのです。建築基準法の方で第六條の規定でもつて、何もそれが農地であるが、宅地であるうと、家を建てるなら、それは宅地であるといふ前提に立つて許可をするわけですか。こういう点はあなたの方でも非常に迷惑な話でしょう。何か農業委員会あるいは農業協議とたれかとが結託して、とやかくいわれるようなこともある。何も許可しないのに家が建つたじやないか。ところが事実、建築の許可を申請する方は建築基準法で許可してあるのです。許可してしまつてから建ててしまふのです。ところが事実また農業委員会または農業協議でもつて決定されておらぬという場合はたくさんあるのです。ここに問題があると思ふのです。これは農地法の欠点があるいは基準法の欠点か、この点は農地局の方から一つ率直に、何も遠慮することありませんよ、次官がおつたつて。率直

に言つて下さい。

○説明員(中島正明君) ただいまの御指摘の点につきましては、実は私ももかねてからそういう建築基準法と農地法の運用上の連絡がどうもうまくいつていないという話を聞いておりまして、建設省にも、実はできるならば法律の改正をして、農地法と建築基準法の連絡をもつて少しくするようにしたいだきたいというふうなお願いをいたしておつたわけでございますが、これは建設省の方でも、伺いますと、農地法のみならず、あるいは河川、道路の占用許可等についても同じような問題がございまして、それらについて総合的な調整をできたらいいというところで、法制局にもそういう案で実は交渉をされたというふうに伺つておりますが、私も伺ひました範囲では、建築基準法は、これは許可ではございませんで、これは建設省からお答えになつた方が適當かと思ひますけれども、建築の許可ではなくて、建築物が一定の基準に適合する場合には確認をしなければならぬという規定になつておりまして、従つて極端に申し上げますと、土地について当てがあらうとなかつたうと、言うとおかしいのですが、農地の転用許可があるなしというものは一応かわりなく、一定の基準に適合しておれば確認をしなければならぬ、こういう建前になつておりますので、特に農地の問題だけを取り上げまして、農地の転用の許可のあつたものだけ建築の確認を与えるというふうな取り扱ひは、法制上の問題として困難であるというのを伺ひまして、それではまあ法律の改正の問題としては、あるいは将来の問題としてさらに検討

は要するとしても、さしあたるの対策をいたしましては、建設省の住宅局長と農林省の農地局長の連名の通達を都道府県知事あてに出しまして、建築主事の建築確認と農地の転用許可の連絡を一つ密接にやつていくようにという指示をしようということで、ただいまその文案につきまして住宅局長の方と協議中でございます。たとえて申しますと、建築の確認の申請がございましたら、農地の転用が建築をしようとする場合には、農地に建築をしようとする場合には、できるだけ、あらかじめ農地法の許可を受けてくださいという御指導を建築主事に願ひますとか、あるいは建築確認を通知をいたします際に、農地に建築をしようとする場合には、あらかじめ農地法の許可を受けてから建築に着手しなさいというふうな指示をしていただきますとか、そういう方法によりまして、農地の転用許可と建築確認との連携を密にいたしまして、今先生から御指摘のございましたような事柄をなるべく防止したい、こういうことでたゞだ具体的な案を建設省の方と協議中でございます。

○田中 一君 徳安さんに伺ひます。今私が農地課長に質問しておるような事柄なんです。従つて宅地に関するトランプルは、建設省が所管する建築基準法の一面不備とは言えるのですけれども、そこに一つの盲点がある。解釈の盲点です。これは建築基準法であつて、宅地の問題ではないといわれればそれまでなんです。ところがそこに盲点がある。それで彼等の不正問題や何か起り得る余地を残している。あなたはこれは建設政務次官だからどうも言ひませんが、國務大臣である大臣が、これは何も、おれは建設だ、おれは農林だ、おれは建設だから農地のことは知らぬなというふうなことは言えないんです。こういう盲点があつて、今伺つてみると、何万件というふうな問題が年々農地委員会または農地協議の方で審議されているんです。われわれはそういう事例をたくさん知つております。それが摘発されるんです。そうすると、誇大に何か不正があるようなことをいわれることも往々にあり得るのです。今まで農地問題で、そうした問題でもつて片方は建設省が許可をして家を建つちやう。それは何かという、当法この農地は宅地に転用されるものという前提でそれは許可を受けるから、許可を与えられて建つてしまふということになるんです。こういうことは、同じ責任ある政府の中でもつて、これはいたずらに犯罪を作れる余地を残しているということであつて、これはよい政治じゃございませんで、従つてただ単に行政指導でものを解決するなというところじゃなくて、ほかの関係があるうとならうと、この問題は、今回の基準法の改正でもつてどうかには織り込んだつていふではないか。河川の問題、道路の問題あるでしょうけれども、現実に河川、道路の場合には公共性の強いものが多いからいいけれども、建築の場合には全く個人の私有財産が多いんです。その点に対してどういう考えを持っていますか、伺ひたいと思ふんです。

○政府委員(徳安實藏君) ただいまの田中委員の御質問、私も実はもつともだと思ひまして、この案をこしらえますときに、そうした一般の方に迷惑がかからないような処置をこの法に織り込むべきだ、こう実は考えまして、強く法制局と折衝したのであります。ところが、これは私も法律家でないから詳しいことはわからぬですけれども、この基準法は建築物の構造を規定するものであつて、そこに建築をするという許可はないのだ、こういう、法律の解釈がさうでございまして、従つて、建築物の構造を規制する建築基準法、これによつてかきに定められて、いいということが確認されまして、家を建てるということがはまた別なんだ。ですから、農地法によつて許可を得ないところにこれを建てたのは、これはいけないんで、やはり二段の法律の適用を受けるわけだから、農地が宅地に転用されてから、その基準法による認定のものを建てるかぬ、こういう行き方をしなければならぬのだというふうな、どうも法制局では承知しない結果です、やむなく一応今回は見送りの案になつたわけでありますが、非常にこの法律には矛盾が今日多いように思ひます。従つて、今のところでは、先ほど農林当局からお話のございましたように、今、せめても両方の連携を密にいたしまして、そうして受付の窓口で十分指導しまして、建築基準法による認定を得まして、建てるときには当然宅地として二分に確認された場所、農地ではないのだ、農地に建てる時にはこういう手続をして宅地にして下さいというふうな指導を十分しようということ、で了解事項になつたようございまして、これは、私も非常に遺憾に思ひます。

ですから将来は、法の建て方が、こゝろはつきりと割つての考え方で、法制

届では、そういうことを言っておるよう
でございませうけれども、建築物を建
てる場合におきましては、やはりこう
いう場所でないければ建てられないこ
とだ、建つちやいけなないのだというこ
と、ぐらゐ一カ条入れてもいいんじゃない
か、こう思うのですが、今申し上げた
ような関係で、法制局との折衝の結果、
どうしても入れられませんので、
こうしたことになったわけでありま
す。

○田中 一君 そこに、市川君なんか
がこの間言っておる通りに、都市計画
との関連を持った建築基準をやらなけ
ればいかぬということですね。

この基準法の中に、ただ建築構造物
という点に対する規制ばかりじゃなく
として、政治性が入っている、社会性
も入っている、これは全くの技術上の
問題ばかり言っているのじゃないで
す。やはり社会性なり政治性が入って
おるのです。この中に織り込んである
のです。だから宅地法という法律を作
るつもりですか、どうすれば、それ
が規制されるか、国民が知らず知らず
に、建築基準法という法律によつて犯
罪を助長されるのです。建築基準法と
いう法律の不備のために、あるいは建
築基準法という法云々を言わないまで
も、いわゆる建築物を建てるといふ
この国民の意思、これを間違つた方へ
力を貸していくというやうな形の法
律、これは、やはりあつちやならぬと
思うのです。建築基準法は、全部建
物そのものに対する規制ばかりじゃな
いのです。国民生活も、社会生活も、
あらゆる面において、全部言つておる
のです。火事の問題にしても、道路の
問題にしても、全部そうです。全部こ

れは、そのために、道路制限なり何な
りあるわけですよ。宅地そのものに對
してはないのだというところはあり得な
い。ただ単に、建築物だけの構造な
ら、構造という技術的な面だけを規制
しておるところの法律ならいざ知ら
ず、たくさんあります。そういう社会
性というものを織り込んであるもの
は、私はやはり、これはよくないと思
うのです。法制局が、そう言つたか
ら、これは今度入らないのだというの
はいかん。

そういう間違いを知らず知らず国民
が犯していくのですよ。その間違いを
が手を出していくことに、建築基準法
を見解を伺いたいと思うのです。

○政府委員(徳安實藏君) 最も国民に
わかりやすい方法で、建築するときに
違反を犯さないやうな措置をとるこ
とが最も必要だと思ひます。従つて親
切なやり方で申しますならば、こうし
た法律の中にも、わかりやすい一条書
き入れるということも必要ではないか
と、私も実は考えたのです。

ただ農地法に關しましては、農地法
によるいわゆる農地は、宅地ではない
から、住宅は建てられないのだといふ
原則ができておるわけでありませう
から、そこに宅地として家を建てると
いふことは、法に違反しておるわけ
です。従つて農地には、家を建てると
いふことはいけなないわけですから、
いけなないといふことを國民に徹底さ
せるといふ、今の段階では、そういうこ
と以外にないと思ひますが、それに當
りまして、農地に、この住宅その他
の建築物を建ててならぬといふこと

は、これは、大体今、國民で知らない
人は、おそらくないと思ひますが、も
しそうでないとしても、今申しま
したやうに窓口に、そういうものを許
可いたしたときには、これをお建
てになるときは、農地ではいけません
よといふことを十二分に理解させる
やうにいたしまして、そうして、もし
農地でありましたら、宅地の手続を
とつて転換して、地目を変更させてか
らお建て下さいといふやうなぐらゐの
指導を十二分にするという以外に、た
だいまの建前ではないわけでありま
す。

しかし、ただいま田中委員のお話の
よゝに、もっと親切なやり方で申しま
すならば、農地には建つちやいかな
のだ、だから、してはならない、いけ
ないのだから、建築物の構造を規制し
て、建築基準法による認定につきま
して、まず宅地であるといふことを明
示してから、認可をしてやるといふよ
うな考え方も、一応織り込んでいい
のじゃないかといふやうに、私も実
は、常識上は考えるわけなんでありま
す。もっとも今お話のやうに同意見に
なりませうけれども、法の建前から、ど
うしても法制局の方で承知しない
で、こうした結果になつたのでありま
す。この点につきましても、今後十分
研究させていただきます。

○田中 一君 現在一定規模以下の建
築申請というものは、届出制になつて
いるのです。あなたの方では届けがで
きたら、すぐに登記所へ行つたり、あ
るいは現場へ行つて、これが宅地とし
ての転用が許可になつてゐるかどう
かといふ問題を確認して出すという親切
をしますか。

○政府委員(神田治君) 今、田中委員
が御意見を述べられた点につきま
して、多少正確に申し上げますと、建
築基準法におきましては、確認とい
うと、それから建築基準法が、都市計
画とその他から禁止しているといふも
のを、解除する許可といふ二つの手続
がございします。それで確認いたしま
す区域といふのは、それは全国に行き
わたつてゐるわけではないわけござ
います。大体は、都市計画区域は、全
部確認を要するわけでございます。こ
ろは、区域を指定して、確認の手続
を義務づけてゐるわけでございます。
そのやうなやうなことになるやうに
して、確認は、御承知のやうに小さ
なものであれば、申請が出てから、もし
内容が基準法に違反してなければ七日
以内、それから大きなもの、あるいは
特殊な構造のものにつきましても、三
週間以内で、これを確認しなければな
らないといふやうになつてゐるわけ
でございます。

それで全国の、全般的に申し上げます
と、確認の区域外でございまして
も、着工の届けは、これは出すこと
になつてゐるわけでございます。着工の
届けは、ごく簡単なものでございま
す。これは届出を、別に、受領したと
いふやうな、相手に通知するものでは
なくて、建築の動態統計上必要でござ
いますので、そういうことを法律で実
施してゐるわけでございます。

従ひまして、われわれが、この農地
法の許可の關係との支障につきま
して、現在考へておりますことは、建
築基準法は、おのづから第一条に書いて

ございしますやうな國民の生命、財産を
守り、なおあわせて都市計画的な観点
からも、公共の福祉を増進するとい
ふやうな、そういう建前で全部制限規
定ができてゐるものでございします。こ
ういふ形、こういう用途のもの、こ
ういふ構造でなければならぬといふこと
で、確認あるいは許可を実施してゐる
わけでございます。

従ひまして農地等の場合に、建築の
確認なり許可がありまして、なお他
の法律の適用は、當然受けるわけ
でございますので、農地法の適用を受け
るやうな危惧のある敷地を選んで参り
ました場合には、着工する前に農地法の
許可を得なければ、農地法の違反にな
りますといふ注意書きをつけて、申請
者によく説明して渡す、あるいはは
きり、交付のときに農地であるとい
ふことが、建築主事の方で確認できる
場合には、これは農地であるから、先
に農地法の許可をやらねばならぬです
かといふやうな指導で、建築基準法の
許可なり確認が、全部他の法律のあら
ゆる許可を得たものだといふやうな誤
解のないやうに指導していきたいとい
ふやうに考へておるわけでございます。

従ひまして、こちらが建築基準法の
実施を担当してゐる特定行政庁とし
まして、農地法の關係に密接に連絡し
て、御協力する範圍は、確認の手続、許可
の手続が要するといふものだけに限ら
れるのではないかとこのやうに考へる
わけでございます。

○田中 一君 今、例でしよう、小
さい住宅などは届けをすればいいので

○政府委員(津田治君) 今の都市計画区域内とか、確認区域は、これは市街地建築物法の場合には、届出と認可と二つの事項にわかれておりまして、けれども、現在は、全部それが確認申請という手続に変わつておるわけでございます。

確認申請は、この基準法の制限事項に照らして、全部趣旨が合つておるといふという証明をして渡すといふたような形のものになつておるわけでございます。

なお多少、あまり事務の手続が煩瑣では困るといふので、準防火地域とか、あるいは防火地域以外では、小さな増築といふようなものは、これは確認を要しないといふことになつております。

○田中 一君 小さな住宅の場合は、えてして農地の中に、ぼんぼん建つていくのですよ。それは政府が一生懸命宅地造成に対して力をかけているからですね。どうも、そういう傾向があるのですね。

もう宅地として分譲もしてしまつておる。農地としては安いものだから、高いもので分譲してしまつて、なおかつ、農地法の転用の決定が下りていないにかかわらず、やつておるところが、たくさんあるのです。こんなことないどころじゃない、あり過ぎるのです。あり過ぎるから、各地から、そういうような法律改正の要望があるわけですよ。で、行政指導といつても、こういう法律がございまして、と教えたただけでは、徹底しないものなんです。この建築主事が、確認をしないと、それは、もう完全なものだといふように誤認するわけですよ。それは行政指導と

いつても、どういう形で行政指導するか、それは一つ、もう少し農地局の方で納得するような方法でやつていただきたいんです。

それから、今、原案について相談中だといふから、この法律の仕上る前に、そのお互いの申し合せ事項なり、具体的な、こういう方法をもつて、それを行政指導いたしますと、効果ある行政指導といふことを目的にして、了解事項を出して下さい。

このものについては、私ここで質疑をやめますが、それに対する御答弁をお願いしたいと思います。両方から出して下さい、農地局の方からと。

○政府委員(津田治君) 効果のある行政指導を、もちろん考えなければならぬわけでございますが、現在、建設省として考えておりますのは、窓口に受け付ける場合に、農地法の適用を受けるおそれのある敷地につきましては、一応の注意を与える。なお確認申請書にも、先ほど言いましたように、農地法の許可を要する場合には、それを得てからでなければ、農地法の違反になるという注意書きを全部添付する。そういうことで、申請人の手元には確認書が参るわけでございますので、建築主の方に、農地法に違反するといふたような積極的な意図がなければ、大体目的は達せられるのではないかといふように考えているわけでございます。

なお、特定行政庁なり府県なりに、共同通牒で出します案文につきまして、目下協議中でございますので案がまとまりましたら、お届けいたします。

○説明員(中島正明君) ただいま住宅局長の方からお話がございましたように、目下案文につきまして、相談をいたしておりますので、まとも次第、お届けするようにいたします。

○委員長(早川慎一君) それでは、本日は、この程度にして散会いたします。午後零時十五分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、滋賀県下の砂防事業予算増額に関する請願(第九〇五号)

一、国土開発中央自動車道建設促進に関する請願(第九二七号)(第九二八号)

一、茨城県境町、千葉県関宿町間利根川に境橋本橋架設の請願(第九八六号)(九八七号)

第九〇五号 昭和三十四年二月十三日受理

滋賀県下の砂防事業予算増額に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町長 西岡吉外六名

紹介議員 村上義一君

滋賀県は、四国を急しゅんな山岳に囲まれ、いわゆる近江盆地を形成し、中央に琵琶湖を配し、県下の川はすべてこの琵琶湖に集まり、瀬田川を経て淀川に流れているが、上流山岳地帯の地質が大部分花こう岩、石灰岩および古生層等からなり風化、崩壊等を起しやすく、ために多量の土砂を流送し、しかも盆地にかかつて急に多量となるため土砂のたい積を起し、多くの川は天井川を形成しているため常に水難に襲われやすく、とくに十七号台風の襲来の際には、愛知川、宇曽川、犬上川、天

野川および姉川等の流域は道路、橋および宅地、耕地等に甚大な被害をこうむり、その惨状は言語に絶するものであつて、このままに放置することは憂慮にたえないものがあるから、これが対策として砂防事業の拡大充実を図るため砂防予算の飛躍的増額を図られたいとの請願。

第九二七号 昭和三十四年二月十四日受理

国土開発中央自動車道建設促進に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡藤野町長 山崎喜美治外一名

紹介議員 黒川武雄君

本年十二月召集の常会において、国土開発中央自動車道のうち、東京、名古屋間の中央自動車道予定路線を法定化せられ、本区間工事を三十五年度から実施し、三十九年度に完成するよう取り計らわれたいとの請願。

第九二八号 昭和三十四年二月十四日受理

国土開発中央自動車道建設促進に関する請願

請願者 山梨県大月市長 井上武右衛門外一名

紹介議員 廣瀬久忠君

山梨県大月市は、中央自動車道(東京―大月―名古屋)の建設について、用地の買収等に積極的協力を決意し、これがすみやかに実現することを要望しているから、本道予定路線を本年十二月召集の常会において法定化せられ、三十五年度から着工の上、三十九年度に完成するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第九八六号 昭和三十四年二月十八日受理

茨城県境町、千葉県関宿町間利根川に境橋本橋架設の請願

請願者 茨城県高崎郡境町長 高崎新一外二十一名

紹介議員 宮田重文君

主要地方道結城野田線中夜城境町と千葉県関宿町を結ぶ境橋は、全国にもほとんど例のない特殊潜水橋で、川幅約六百五十メートルに対してわずか三百五十メートルの橋長にすぎず、残余は河川こう水敷を利用した道路で連結する状態であり、平水位を一、五メートルこす増水でさえ橋体を撤去しなければならぬ上に、船舶通航の際もその都度交通を断つて開橋している現状であつて、昨年のときは百日以上に及ぶ交通と絶の災厄をうけ、しかも撤去、架設の前後処理にはばく大な経費を要し、直接間接にこうむる地元住民の損害は甚大であり、さらに大都市圏の整備発展を阻害することはなほだしいものがあるから、すみやかに境橋本橋を架設せられたいとの請願。

第九八七号 昭和三十四年二月十八日受理

茨城県境町、千葉県関宿町間利根川に境橋本橋架設の請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町長 白石梅吉外二十一名

紹介議員 武藤常介君 小澤久太郎君 郡祐一君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。